

お客さま各位

IC キャッシュカード「生体認証サービス」を ご利用いただいているお客さまへ 大切なお知らせ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在ご利用いただいておりますICキャッシュカード「生体認証サービス」につきまして、最近の利用状況に鑑み、誠に勝手ではございますが 2024年1月31日(水)をもちまして、取扱いを終了いたします のご案内申し上げます。

サービス終了以降は、ICチップ取引となりATM取引の際、生体認証は行わず、暗証番号のみの入力となります。これに伴い、1日のご利用限度額は下表の通り引下げとなります。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

キャッシュカードご利用限度額(1日あたり)

	2月1日以降ご利用限度額※1
ご出金	50万円
お振込	100万円
お振替(振替+デビット)	100万円

※1)ICチップ取引に個別限度額設定をしているお客様の限度額の変更はございません。

・ご利用限度額の引上げをご希望されるお客様は以下の書類等をご持参のうえ、最寄り店舗の窓口でのお手続きをお願いいたします。

- ① ICキャッシュカードまたは通帳
- ② ご利用口座のお届け印
- ③ ご本人様を証明する書類(運転免許証など)

【本件に関するお問合せ】

三十三銀行 コンタクトセンター 電話番号:0120-33-8654 (受付時間:平日 9:00~17:00)

以上